

みんなの 介護保険



●介護保険制度は、平成12年4月から始まりました。

制度施行後5年間の状況を踏まえて、制度の見直しが行われます。

見直しの大部分は、平成18年4月から実施されますが、一部の見直しは今年の10月から実施されますので、その内容についてお知らせします。(平成18年4月からの見直しについては改めてお知らせします。)

また、介護保険の現状や平成16年度の決算についてお知らせします。

■地域のデータ (H17. 7. 31現在)

総人口

119,280人

世帯数

40,792戸

65歳以上人口

22,794人

高齢化率

19.11%

VOL.7
2005. 10

平成17年10月からの介護保険制度改正について

●介護保険施設サービスの利用者負担が一部見直されます

◆対象となる方及び見直しが行われる費用

- ・介護保険施設の利用者 → 居住費、食費
 - ・ショートステイの利用者 → 滞在費、食費
 - ・デイサービス、デイケアの利用者 → 食費
- ※居住費、滞在費とは → 施設の利用料 + 光熱水費
- ※食費とは → 食材料費 + 調理コスト（栄養管理は保険給付の対象）



◆見直しの背景

在宅の方は食費と居住費（滞在費）を本人が負担しているのに対し、介護保険施設に入所している方の食費と居住費（滞在費）は介護保険から給付されています。そこで平成17年10月から、介護保険施設に入所している方にも食費と居住費（滞在費）を、在宅の方と同様に自己負担していただきます。

ただし、所得の低い方の負担額は一定の範囲にとどまるよう配慮を行っています。

①施設の利用者負担の改正について

改正前

・施設サービス費の1割 + 食費の一部負担 + 日常生活費 = 自己負担



改正後（平成17年10月から）

・施設サービス費の1割 + 食費 + 居住費 + 日常生活費 = 自己負担

国の示す平均的費用（基準費用額）

居住費（滞在費）の基準費用額			食費の基準費用額
多居室（相部屋）			1,380円/日
従来型個室	①特養等	1,150円/日	
	②老健・療養等	1,640円/日	
ユニット型準個室		1,640円/日	
ユニット型個室		1,970円/日	

※①は特別養護老人ホーム、短期入所者生活介護の場合。

※②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

② 所得の低い方を対象とした「特定入所者介護サービス費」があります

食費、居住費（滞在費）にそれぞれ負担上限額が設けられています。

負担上限額を超えた分は、「特定入所者介護サービス費」として介護保険から支給されます。よって、上限額を超える自己負担額はありません。

対象となる方は、利用者負担段階の第1段階から第3段階に属する方で、介護保険施設に入所している方、及びショートステイを利用している方です。

利用者負担段階

第1段階 生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者

第2段階 世帯全員が市町村民税非課税の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方

第3段階 世帯全員が市町村民税非課税の方で、第2段階に該当されない方

第4段階 上記以外の方



③ 「特定入所者介護サービス費」の利用方法について

I. 鳥栖地区広域市町村圏組合又は市町に申請してください。

申請の窓口は、鳥栖地区広域市町村圏組合並びに市町の介護保険担当課です。

申請は、本人、家族、また入所している方は介護保険施設が代行できます。

II. 鳥栖地区広域市町村圏組合から「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。

III. 「介護保険負担限度額認定証」を施設に提示してサービスを利用します。

1年ごとに更新の申請をしてください。

※申請しなければ「特定入所者介護サービス費」は利用できません。

ご注意ください。

4 「特定入所者介護サービス費」の給付額について

「特定入所者介護サービス費」の給付額は、施設の居住費・食費の平均的費用（基準費用額）から負担上限額を引いた金額です。

介護保険施設の居住費・食費の負担上限額は次のように定められています。

対象者	区分	居住費（居住の種類により異なる）				食費
		多床室（相部屋）の場合	従来型個室の場合	ユニット型準個室の場合	ユニット型個室の場合	
市町村民税非課税者 世帯全員が	生活保護受給者	0円/日	① 320円/日	490円/日	820円/日	+ 300円/日
	老齢福祉年金受給者		② 490円/日			
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	320円/日	① 420円/日 ② 490円/日	490円/日	820円/日	+ 390円/日
	利用者負担第2段階以外の方	320円/日	① 820円/日 ② 1,310円/日	1,310円/日	1,640円/日	+ 650円/日
上記以外の方		利用者負担第4段階	施設との契約により設定されます。			

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

※第4段階に属する方であり、高齢者夫婦世帯で、一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者が生計困難になる場合は、申請により「市町村民税課税者における食費・居住費の特例減額措置」の適用を行う場合があります。

5 従来型個室における利用者負担の経過措置について

従来型個室に既に入所（入院）されている方などについては、利用者負担が急増しないよう、次のような経過措置を講じます。

対象者の範囲

◆既入所者

従来型個室の既入所者のうち特別な室料を支払っていない方

◆新規入所者

(イ) 感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間（30日以内）個室への入所が必要な場合

(ロ) 居住する居室の面積が一定以下である方

※特養は10.65㎡、老健は8㎡、介護療養は6.4㎡。

(ハ) 著しい精神症状等により、多床室（相部屋）では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である方

利用者負担

多床室（相部屋）と同額

⑥ 通所介護・通所リハビリテーションの食費について

通所介護（デイサービス）と通所リハビリテーション（デイケア）の食費が自己負担になります。

★改正後

利用料の1割＋食費＝自己負担

※通所介護・通所リハビリテーションには「特定入所者介護サービス費」の適用はありません。

⑦ 「高額介護サービス費」について

「高額介護サービス費」とは、介護サービスを利用したときの自己負担1割分の合計額について、負担が重過ぎないように所得に応じて上限額を設定し、上限額を超えた分は「高額介護サービス費」として介護保険から払い戻される制度のことです。

平成17年10月から、所得の低い方の自己負担の上限額が改正されました。

改正前

対象者	自己負担の上限額
生活保護該当の方、 老齢福祉年金受給 者で世帯非課税の方	15,000円
市町村民税世帯 非課税の方	24,600円
市町村民税（世帯） 課税の方	37,200円

改正後

対象者	自己負担の上限額
第1段階 生活保護該当の方、 老齢福祉年金受給 者で世帯非課税の方	15,000円
第2段階 課税年金年収額と合計 所得金額の合計が80 万円以下の方	15,000円
第3段階 世帯全員が市町村民税 非課税の方で、第2段 階に該当されない方	24,600円
第4段階 上記以外の方	37,200円

⑧ 旧措置入所者の経過措置について

介護保険施行前に、措置により特別養護老人ホームに入所していた方の介護費用の自己負担が、介護保険施行前の費用を上回らないようにした軽減措置である旧措置入所者の経過措置を5年間延長します。期限は平成22年3月31日までになりました。



9 介護保険被保険者証の様式改正について

平成17年10月から、施設サービス費の食費に係る標準負担額と介護保険被保険者証の有効期限が廃止になりました。これに伴い、介護保険被保険者証の裏面の注意事項について、注意事項7.と注意事項11.を次のとおり訂正します。

(旧)	(新)	(注)
注意事項 1. 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ当該市又は町の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。 2. 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に出してください。 3. 老人保健の健康手帳の交付を受けている場合であって、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、若しくは短期入居療養介護の認定付サービス又は介護保険施設サービス若しくは介護療養施設サービスを受けようとするときは、この証に健康手帳を添えて、事業者又は施設の窓口に出してください。 4. 認定の有効期限を経過したときは、保険給付を受けられなくなるので、認定の有効期限を経過する60日前から30日前までの間に当該市又は町にこの証を提出し、認定の更新を受けてください。	5. 居宅サービスについては、居宅介護支援事業者に介護サービス計画の作成を依頼した旨をあらかじめ当該市又は町に届け出た場合又は自ら介護サービス計画を作成し、当該市又は町に届けた場合に限り、報酬給付となります。これらの手続きをしない場合は、組合から事後払い（償還払い）になります。 6. 居宅サービスには保険給付の限度額が設定されます。 7. 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用（入所又は入院中の食事に関する費用を除く。）の1割です（居宅介護支援サービスの利用支払額はありません。）。また、入所又は入院中の食事に関する費用については、1日につき定額の標準負担額となります。 8. 認定審査会の意見及びサービスの種類の認定欄に記載がある場合は、記載事項に留意してください。利用できるサービスの種類の認定がある場合は、当該サービス以外は保険給付をうけられません。	9. 被保険者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を当該市又は町に返してください。 10. この証の裏面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、当該市又は町にその旨を届け出てください。 11. この証の有効期限を経過したときは、使用することはできませんので、速やかに、当該市又は町に提出して、換領又は更新を受けてください。 12. 不正にこの証を使用したときは、罰法により罰金刑として懲役の処分を受けます。 13. 特別の事例がないのに保険料を滞納した場合は、給付を組合からの事後払いとする措置（支払方法変更）、利用時支払額を3割とする措置（給付減額）等を受けることがあります。

7. 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護サービスに要した費用の1割です（居宅支援サービスの利用支払額はありません。）。

11. 削 除

※赤色の部分を削除します。

◆経過措置

現在お手持ちの介護保険被保険者証（旧被保険者証）は、当分の間、改正後の被保険者証（新被保険者証）とみなします。

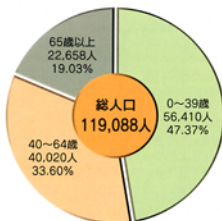
新しい被保険者証は平成18年3月にお送りいたします。



鳥栖市・三養基郡の介護保険の現状

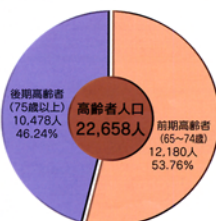
介護保険の状況をお知らせします。

①高齢者(65歳以上)人口 (H17.4月末)



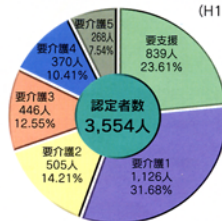
高齢化率は19.03%で、およそ5人に1人が高齢者となっています。

②高齢者の内訳 (H17.4月末)



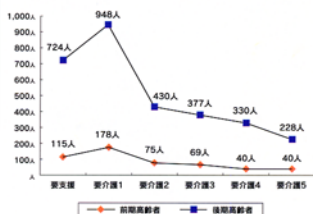
前期高齢者は65～74歳、後期高齢者は75歳以上の方です。

③要介護認定者数(第1号被保険者のみ) (H17.4月末)



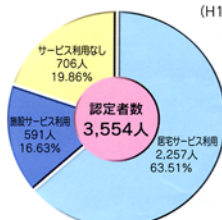
認定者率は15.73%で、高齢者のおよそ7人に1人が認定者になっています。

④前期、後期高齢者別認定者数 (H17.4月末)



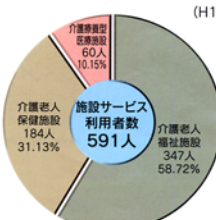
前期、後期高齢者はともに要支援、要介護1が全体数のおよそ50%を占めています。

⑤介護サービスの利用者数(第1号被保険者のみ) (H17.4月末)



認定者のおよそ5人に4人が介護サービスを利用されています。

⑥施設サービス利用者数(第1号被保険者のみ) (H17.4月末)



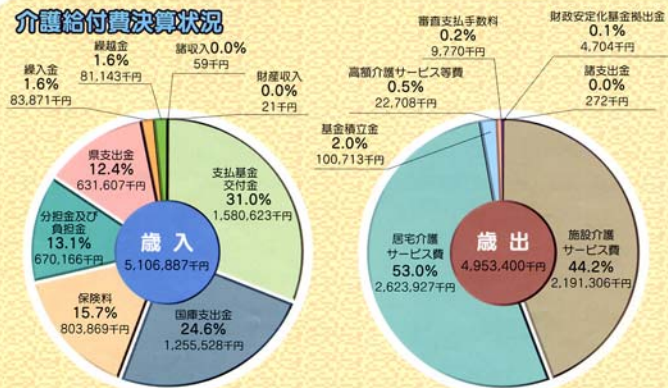
施設サービス利用者の過半数は介護老人福祉施設の利用者になっています。

平成16年度 介護保険特別会計決算報告

(単位:千円)

区 分	歳 入	歳 出	歳入歳出差引額
介護給付費	5,106,887千円	4,953,400千円	153,487千円
事 務 費	150,737千円	132,775千円	17,962千円
低所得利用者助成事業等費	7,908千円	6,513千円	1,395千円
計	5,265,532千円	5,092,688千円	172,844千円

介護給付費決算状況



介護給付費に対し、法の規定に基づき、国・県や支払基金から受ける負担金等が歳入全体の68%を占めています。皆様から納めていただいた保険料は、歳入全体の15.7%となりました。

施設サービス費として44.2%、居宅サービス費として53.0%を支出し、歳出全体の97.2%を占めています。

※1 居宅サービス費には、住宅改修費、福祉用具購入費などが含まれています。



■ お問い合わせは/ 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課

〒841-0037 鳥栖市本町3丁目1494-1
TEL.0942-81-3315 FAX.0942-81-3316